

■法務リスク情報■

2013.08.20

## 国際カルテル摘発事例の増加とグローバル企業の対応策

### 1. はじめに

近年、日本企業がカルテルに関与したとして欧米で高額の制裁金<sup>1</sup>を課されるケースが増えてきています。カルテル行為が顕在化した場合、制裁金の支払いだけではなく、民事上の賠償責任を問われたり、カルテル行為を行った役職員が刑事罰を受ける可能性もあります。本レポートでは、国際カルテル<sup>2</sup>に関して制裁金額や摘発件数が世界的に増加している背景を概観した上で、グローバル化した日本企業がカルテル行為を理由に制裁等を受けないようにするために認識すべき点を解説します。

(注1) わが国での名称は課徴金です。なお、わが国やEUでは行政処分として、米国では刑事罰として課されます。

以下、制裁金と課徴金を総称して「制裁金」と表記します。

(注2) 本レポートでは、国際市場を対象にしたカルテルという意味で使います。

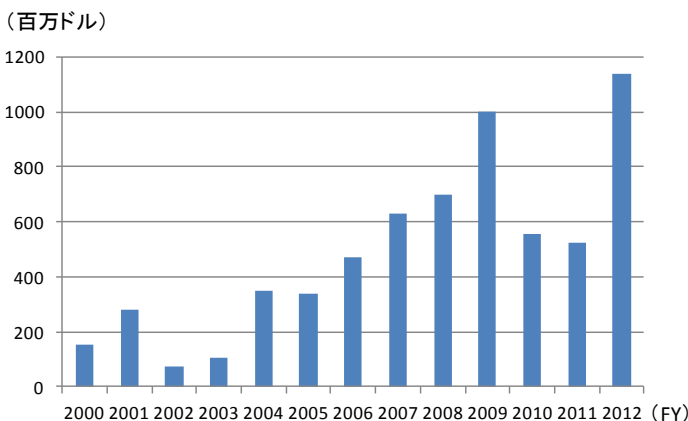
### 2. カルテル行為に対する制裁金の世界的な増加

カルテルとは、他の事業者と共同して製品やサービスの価格を決定したり、生産量や出荷量を制限する等の行為を言います。カルテルが行われると、市場における自由競争が阻害され、ユーザーや消費者は自由競争が行われる場合に比べ高い対価を支払わねばなりません。このため、多くの国では原則として禁止されており、違反行為に対しては制裁金等の罰則が定められています。この制裁金は世界的に増加傾向にあり、特に2000年代になってからの増加が顕著です。

米国の場合、2010年度から2年連続で減少したものの、2012年度は過去最高となりました(図表1)。EUでも基本的に高い水準で推移しており、2012年は過去4番目に高い水準でした(図表3)。わが国でも顕著な増加が見られます(図表5)。

こうした状況の下で、グローバル化した日本企業が米国やEUにおいて高額の制裁金を課されるケースが増えてきました。

図表1 米国反トラスト局が課した制裁金の推移



(資料) 米国反トラスト局ウェブサイトのデータ等を基に当社作成。

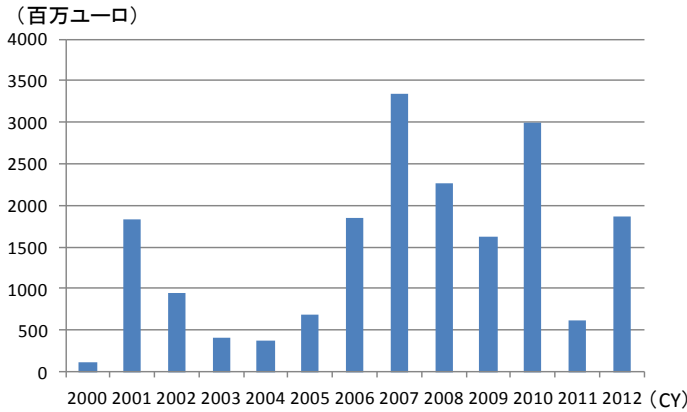
図表2 米国の制裁金のランキング

暦年	製品・サービス名	金額 (百万ドル)	企業の国籍
1999	ビタミン	500	スイス
2012	液晶ディスプレイ(LCD)パネル	500	台湾
2012	自動車用ワイヤーハーネス	470	日本
2009	液晶ディスプレイ(LCD)パネル	400	台湾
2008	航空貨物運賃	350	フランス
2007	航空貨物運賃	300	韓国
2007	航空貨物運賃	300	英国
2006	DRAM(半導体メモリーの1種)	300	韓国
1999	ビタミン	225	ドイツ
2011	液晶ディスプレイ(LCD)パネル	220	台湾
2010	自動車用ワイヤーハーネス	200	日本

(注) 本ランキングは個社ベース。

(資料) 米国反トラスト局ウェブサイトのデータ等を基に当社作成。

図表3 EUが課した制裁金の推移



(資料) 欧州委員会ウェブサイトのデータ等を基に当社作成。

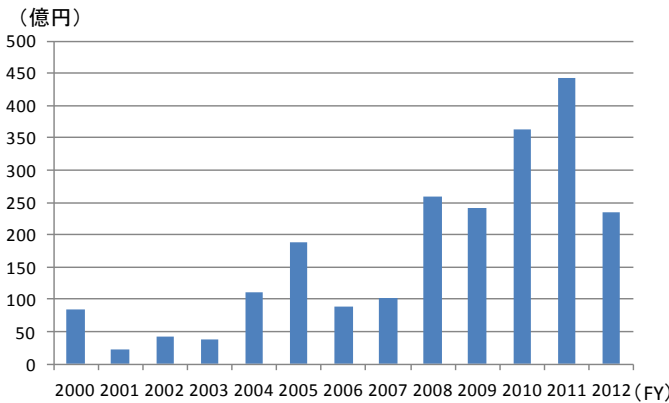
図表4 EUの制裁金のランキング

暦年	製品・サービス名	金額 (百万ユーロ)	日本企業の関与
2012	テレビ・モニター用ブラウン管	1,470	○
2008	自動車用ガラス	1,355	○
2007	エレベーター・エスカレーター	832	○
2010	航空貨物運賃	799	○
2001	ビタミン	791	○
2008	固形パラフィン(ろうそく用)	676	
2010	液晶ディスプレイ(LCD)パネル	649	
2009	ガス	640	
2010	浴槽・流し台等	622	
2007	ガス絶縁開閉装置	539	○

(注) 本ランキングは事案ベースで、金額は1社または複数社の合計。

(資料) 欧州委員会ウェブサイトのデータ等を基に当社作成。

図表5 日本の公正取引委員会が課した課徴金の推移



(資料) 公正取引委員会ウェブサイトのデータ等を基に当社作成。

図表6 日本の課徴金のランキング

暦年	製品・サービス名	金額 (億円)	社数 <sup>1</sup>
2010	光ファイバーケーブル製品	170.0	5社
2009	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯	155.1	3社
2011	エアセパレートガス	141.0	4社
2013	軸受(ベアリング)	133.7	3社
2012	自動車用ワイヤーハーネス	128.9	3社
2009	塩化ビニル管及び同継手	116.9	2社
2010	建設・電販向け電線	108.4	4社
2009	航空貨物運賃	90.5	12社
2011	VVFケーブル	62.2	9社
2010	特定シャッター	55.2	4社

(注1) 本ランキングは事案ベースで、金額は右列記載の社数の合計額。

(資料) 公正取引委員会ウェブサイトのデータ等を基に当社作成。

### 3. 世界的な制裁金増加の背景

制裁金額が世界的に増加傾向にある背景として、各国がカルテルに対する姿勢を厳格化していることがあります。トラスト規制において長い歴史を持つ米国<sup>3</sup>は、従来からカルテルに対しても厳しい姿勢をとってききましたが、2000年代に入ると、EUやわが国なども、米国にならってカルテル規制を強化してきました。

(注3) 米国では、1890年のシャーマン法、1914年のクレイトン法と連邦取引委員会法(以上の3法をまとめて反トラスト法と呼びます)によってトラストやカルテルが規制されてきました。なお、トラストとは、同一業種の複数の企業が、市場支配を強めるために、合併や株式持ち合い等を通じて結合することをいいます。他方、EUでは欧州連合の機能に関する条約で、日本では独占禁止法でカルテル等が規制されています。

こうしたカルテル規制の厳格化を背景に、1件当たりの制裁金額が増加傾向にあります。EUやわが国では、2006年に制裁金の算定基準が引き上げられています<sup>4</sup>。それぞれの国・地域における高額ランキング表を見ても、上位のほとんどのケースは過去5~6年以内のものであります(図表2、4、6)。

(注4) わが国の場合、「製造業等」で「大企業」の場合、違反行為対象商品等の売上に対し、6%から10%へ引き上げられました(加減算要素を除く)。

また、摘発される案件の数が増加しています。カルテル規制の厳格化の流れの下で、下記のような具体的な施策が効果を上げていとみられます。

### ①域外適用の積極化

通常、ある国で行われた行為については、他国の法律が適用されることはありません。しかし、米国では、カルテル等を取り締まる反トラスト法は、海外で行われた行為であっても、自国市場に影響や効果が及ぶ場合には適用が可能であるとされています。これは効果理論と呼ばれ、30年以上前から、この考えに基づいて海外で行われていたカルテル行為についても摘発を行ってきました。

自国法を自国以外で行われた行為に適用すること（域外適用と呼ばれます）は、かつては他国の主権を侵害するものとして他国の反発を招いていましたが、次第に他の国にも受け入れられるようになり、EUやわが国の当局がその考えに基づいて国際カルテルを摘発するケースもでてきました。

### ②制裁金減免制度（リニエンシー制度）の導入

制裁金減免制度（リニエンシー制度）とは、カルテルや談合等を行った企業が、自己のカルテル行為を当局に申告してきた場合、一定の基準に基づいて制裁金の減免を受けられる制度です。たとえばわが国の場合、公正取引委員会による調査開始前であれば、最初の申請者は全額、2番目は50%、3番目は30%の免除が受けられます。企業にいわば自首を促す制度であり、カルテルの摘発を促進する効果が期待されています。

この制度は、1978年に米国で初めて導入されたものですが、EUでは1996年に、わが国では2006年に導入されました。その後、いずれの国・地域においても、その有効性を高めるための改正が行われています<sup>5</sup>。

（注5）たとえばわが国の場合、2009年の改正により、同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請（全社同一順位）が認められるようになりました。それまでは、順位差によって減免率に差が生じるため、グループ一体での申請意欲をそぐと懸念されていました。

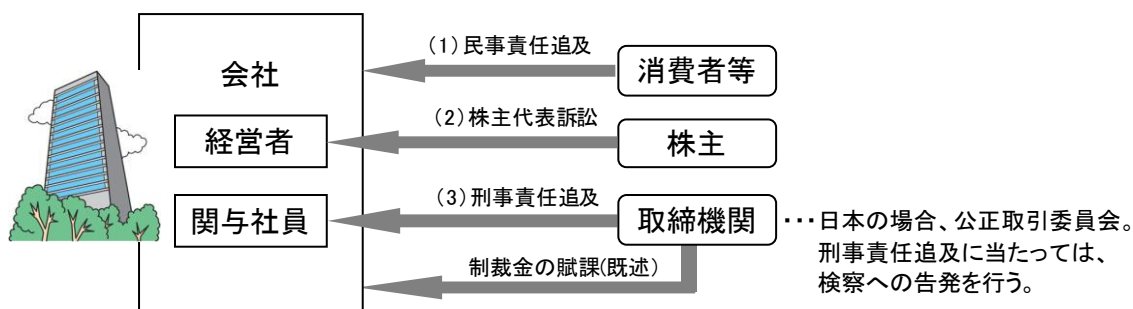
### ③国際協力の推進

カルテル問題が国際的な広がりを持つようになり、それぞれの国だけでは有効に対応できないケースが増えてきたことから、各国間で協力体制の構築が進んでいます。たとえば、わが国の場合、米国とは1999年に、EUとは2003年に協力協定を締結しました。この協定に基づいてカルテル行為の通報や情報交換等が行われており、摘発強化に効果を発揮しているものと考えられます。航空貨物運賃や自動車用ワイヤーハーネス等のカルテルのように、各国でほぼ同時に摘発されるようなケースも増えてきました。

## 4. 制裁金以外の法的責任

カルテル行為を行った企業には前述のような制裁金が課されることとなりますが、それ以外にも、企業およびその役職員がさまざまな形で責任を問われる可能性があります。

図表7 カルテルによって生じる様々な責任



## (1) 企業の民事責任

民事上の責任として、カルテルの対象となった製品を購入した企業や消費者から民事上の賠償責任を追及される可能性があります。米国については、クラスアクション（集団訴訟）制度があり、反トラスト法で3倍額損害賠償が認められているため、賠償額が巨額になる可能性があります。

しかも、米国の域外適用や間接購入者（カルテル対象品を部品や原材料として購入した製造者等からその製品を購入した者等）からの損害賠償請求を認める傾向が強まっていることにも注意が必要です。例えば2011年に、日本企業を含む液晶ディスプレイ（以下、LED）パネルのメーカーが米国外で組立メーカー等にLEDパネルを売却し、テレビやパソコンなどの最終製品が米国に輸入され、販売されたケースにおいて、カルテル行為を行ったLEDパネルメーカーが米国の消費者から損害賠償訴訟を提起され、損害賠償金を支払うことになりました。

また、非米国企業であるカリウム肥料のメーカーが、中国やブラジルなど米国外の市場等をターゲットとして米国外でカルテル行為を行い、その結果、米国市場でもカリウム肥料の価格が上昇したとして損害賠償訴訟が提起されたケースにおいて、肥料メーカーは、自社製品の直接購入者（販売業者や、他の肥料と混ぜた混合肥料を製造・販売している業者等）だけでなく、間接購入者（小売店を通じてカリウム肥料や混合肥料を購入した農家等）に対しても賠償金を支払うことに合意しました（2013年）。このように、カルテルを行った企業は、米国において巨額の賠償責任に直面する可能性があります。

これに対し、EUでは、救済のための手続きが加盟国において十分に整備されていない等の理由により、消費者が十分な救済を受けられないケースが多かったと言われていました。しかし、状況は今後、変化することが見込まれます。今年6月、被害者が容易に賠償を受けられるようにするための指令案が欧州議会に提案されており、これが可決されれば、加盟国は2年以内に制度的な対応を行う義務を負うこととなります。そうすると、カルテルを理由にした民事上の損害賠償訴訟も活発化することが予想されます。

なお、前述のように制裁金に関してはリニエンシー制度がありますが、この適用を受けた企業であっても、民事上の責任を免れるわけではありません。日本、米国、EUのいずれにおいても同様です。

## (2) 経営者等への株主代表訴訟

制裁金の支払い等によって企業に損害が発生した場合、経営者は、善管注意義務に違反して会社に損失をもたらしたとして、株主から株主代表訴訟を提起される可能性があります。

2001年に黒鉛電極のカルテルに加わったとして日本企業が米国で巨額の制裁金を課された事案に関して、株主から株主代表訴訟が提起されました。ただし、原告（株主）が被告（カルテル実施期間の取締役および監査役）の善管注意義務の内容について何ら具体的な主張を行わなかったため、請求は認められませんでした（2004年東京地裁判決）。

また、昨年には、光ファイバーケーブルのカルテルで課徴金を支払った企業に対して株主代表訴訟が新たに提起されました。原告側は、前記判決を踏まえ、役員の実質的な責任の根拠として内部統制システム構築義務違反やリニエンシー制度を活用する社内体制の未整備等を具体的に挙げており、どのような判決が下されるのか注目されます。

## (3) 役職員に対する刑事罰

カルテル行為を行った役職員に対しては、刑事罰が課される可能性があります。米国では、最高100万ドルの罰金、最長10年の禁固刑とされています。このうち禁固刑については、1997年以降、少なく

とも 57 名の外国人被告がカルテル違反で服役または禁固刑判決を受けています。また、2012 年度（財政年）の判決における平均禁固期間は約 25 ヶ月で、1990 年代の平均である 8 ヶ月と比べ約 3 倍となっています。

EU においても、多くの加盟国で刑事罰が定められています<sup>6</sup>。しかし、フランスやドイツでは、カルテル行為だけを理由に実刑が課されたケースはないようです<sup>7</sup>。わが国では 5 年以下の懲役または 500 万円以下の罰金を課することが可能ですが、執行猶予なしの実刑が課されたことはありません。

このように、わが国や EU 諸国の慣行からすると、実刑を課す米国の対応は非常に厳しいものと言えることができるでしょう。

（注 6）EU レベルで刑事罰を定めた法令はありません。

（注 7）内閣府「独占禁止法基本問題懇談会第 13 回議事録」（2006 年 6 月 19 日）より。

## 5. グローバル化した日本企業の対応策

このように、カルテルが発覚した場合、企業は巨額の制裁金を支払ったり、関与した役職員が刑罰を課されたりする可能性があります。経済産業省の「競争法の国際的な執行に関する研究会中間報告」（2008 年 6 月 25 日）では、そのようなリスクを回避ないしは低減するため、下記のような対応が重要であるとしています。

### （1）カルテル防止のルール化

従来の「相場観」では特段法令違反にならないと考えていた行為でも、カルテルを疑われる可能性があることを認識する必要があります。欧米においては、カルテルの合意の有無を客観的・外形的に判断する傾向があるとされています。このため、「同業者との会合に参加したこと」がカルテルの証拠とみなされる恐れさえあります。このようなリスクを回避するためには、カルテルを疑わせる可能性のある行為を極力回避することが必要です。もしどうしても同業者と接触しなければならない場合には、社内で事前に承認し、接触情報を管理するための仕組みを導入すべきです。法令遵守（コンプライアンス）体制を構築する際には、こうしたことをルール化し、研修等を通じて周知・徹底しなければなりません。

### （2）経営トップのリーダーシップによる法令遵法意識の浸透

経営トップのリーダーシップによって遵法意識を全社的に浸透させることです。カルテルは絶対に行ってはならないこと、カルテルが発覚した場合には企業に大きな損失をもたらすものであり、行為者個人にも厳しい刑罰や就業規則違反による制裁が課されることを、経営トップはメッセージとして役職員に発信し、認識させることが必要になります。

カルテルはむしろ仕事熱心な人ほどその誘惑にかられやすいとも言われています。特に同業者との会合が多いわが国の土壌で育つと、遵法意識を欠いた一部の人間だけでなく、誰もがカルテル行為に手を染めてしまう恐れがあります。こうしたことを十分に認識した上で、日頃から法令遵守の意識を浸透させていく必要があります。

### （3）緊急時対応のマニュアル化

違反の疑いが生じた場合の対策を予め検討し、「もしも」の際には迅速に意思決定を行うことです。前述の（1）や（2）に沿って、カルテル防止のための体制を整備したとしても、カルテルが行われる可能性がゼロになるわけではありません。したがって、「もしも」の事態が発生した際にも適切に対応す

るための段取りを考えておく必要があります。役職員がカルテルに関与している疑いが生じた場合、速やかに事実を確認するとともに、リニエンシー制度の活用等についても検討しなければなりません。また、当局の調査を受けた際には誠実な対応が求められます。非協力的な対応を取った場合、制裁金が引き上げられる可能性もあります。こうした点を含めてマニュアル化し、周知・徹底しておくことが求められます。

## 6. さいごに

カルテルは違法行為であるため、それによって企業に生じる損害を保険でカバーすることはできません。したがって、企業としては、役職員がカルテルに関与することがないように、法令遵守体制の整備をしっかりと行っていくしかありません。欧米、特に米国にはわが国とは異なった厳しいルールが存在するというを前提に、カルテル行為に対する役職員の認識を含め、カルテル行為を未然に防止するための対応を行う必要があります。

なお、株主代表訴訟に関しては、当該経営者自身がカルテルに関与したり、カルテルの存在を認識していた場合を除き、会社に対する賠償責任を会社役員賠償責任保険（D&O 保険）によって補償できる可能性があります、その利用を検討すべきものと思われます。

### <参考文献>

マイケル・マクガバン、藤かえで、アダム・サルツマン「国際カルテルと米国反トラスト刑事取締り」『国際商事法務』Vol.41, No.1, 2013 年

US. Dep't of Justice, Division Update Spring 2013

<http://www.justice.gov/atr/public/division-update/2013/criminal-program.html>

経済産業省「競争法コンプライアンス体制に関する研究会報告書」2010年1月29日

経済産業省「競争法の国際的な執行に関する研究会中間報告」2008年6月25日

公正取引委員会 各年度「年次報告」

公正取引委員会「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」2002年11月28日

公正取引委員会「平成24年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」2003年5月29日

駐日欧州連合代表部 <http://www.euinjapan.jp/media/news/news2013/20130611/100013/>

### 【本レポートに関するお問合せ先】

銀泉リスクソリューションズ株式会社                      リスクマネジメント部 益田 郁夫

102-0074 東京都千代田区九段南 3-9-14

Tel : 03-5226-2212      Fax : 03-5226-2884      <http://www.ginsen-risk.com/>

\*本レポートは、企業のリスクマネジメントに役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。